

1 趣旨

自治医科大学卒業医師（以下「自治医師」という。）の義務年限期間中の業務等について、要項等で運用してきたところ、このたび、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）等に基づき、キャリア形成プログラム（医療法第 30 条の 23 第 1 項に規定する計画）として定め、令和元年度以降に自治医科大学医学部に入学した者（令和 7 年度以降の自治医師）に適用する。

2 プログラムの内容

- ①自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて（概要）（案） （別紙 1）
- ②自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム（案） （別紙 2）

[従前の運用からの見直し内容]

- ・後期研修について、1 年間のみ義務年限期間に算入していたところ、他の都道府県の状況や自治医師のモチベーションの維持などを考慮し、自治医師を配置する 5 病院及び当該病院の所在市町の同意を得た上で、2 年間まで義務年限期間への算入を可能とした。

3 これまでの経緯及び今後のスケジュール

令和 6 年 5 月 プログラムの見直し内容について自治医師配置病院長への説明

7 月 プログラムの見直し内容について自治医師配置病院所在市町長の同意

8 月 プログラム（概要）（案）について義務年限期間中の自治医師及び自治医科大学学生への意見聴取 （別紙 3）

10 月 岡山県医療対策協議会 書面開催による協議

10 月 プログラムの公表

義務年限期間中の自治医師及び自治医科大学学生への周知

令和 7 年 4 月 プログラム施行

4 参考

医療法及び医療法施行規則 （別紙 4）

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて（概要）（案）

1 趣旨

医療法及び医療法施行規則に基づき、自治医科大学卒業医師（以下、「自治医師」という。）に係るキャリア形成プログラム（対象医師の配置や能力向上等に関する計画）を策定し公表する。

2 プログラムの概要

- (1) 義務年限期間中（6年間自治医大から修学資金の貸与を受けた場合は9年間）の義務年限期間中の業務は、次のとおりとする。

業務の種類	業務の期間	業務の概要
臨床研修	2年	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの病院で研修を受けること。 岡山済生会総合病院、岡山赤十字病院、津山中央病院 研修先は、原則として本人の意向を踏まえて上記3病院と協議の上、知事が決定する。 身分は、県職員とする。
地域勤務	6年又は5年	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの病院に勤務し、診療に従事すること。 高梁市国民健康保険成羽病院、渡辺病院、真庭市国民健康保険湯原温泉病院、美作市立大原病院、鏡野町国民健康保険病院 勤務先は、県内のへき地医療の状況、本人の希望等を踏まえて知事が決定する。 身分は、県職員と勤務先病院職員の併任とする。 地域勤務先は、本人の申出によりキャリア形成に係る週一研修を受けられるよう配慮する。
後期研修	1年又は2年	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの医療機関で研修を受けること。 <ul style="list-style-type: none"> a 地域医療の質的向上に資する最新の医学知識等の研修が可能であって、地域医療へ貢献している県内の医療機関 b 自治医科大学附属病院又はさいたま医療センター 研修の開始時期は、義務年限6年目を基本とし、県内のへき地医療の状況及び本人の意向等を踏まえて知事が決定する。 研修先は、本人から提出された研修計画書に基づき知事が決定する。 身分は、県職員とする。

- (2) 休業、休暇等に係る義務年限の取扱い
自治医科大学が定めるとおりとする。

- (3) 取得可能な専門医

- ①地域勤務の病院が専門研修の連携施設等になっている診療科（内科、総合診療、救急科、外科）
②上記のほか、カリキュラム制による専門医取得が認められている診療科

義務年限中の配置例

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
初期研修		地域勤務			後期研修		地域勤務	

- (4) その他

- 業務に支障を来さない限り、医局への入局や大学院入学は差し支えない。
- 令和元年度以降に自治医科大学医学部に入学した者に適用し、令和元年度より前に入学した者のうち、令和7年度以降に後期研修2年目となる自治医師については、本人の希望により適用し、それ以外の自治医師の取扱いについては、従前の例による。

3 施行年月日

令和7年4月1日

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラム (案)

制定：令和 年 月 日医推第 号

1 用語の定義

修学生	学校法人自治医科大学から自治医科大学医学部修学資金の貸与を受けている自治医科大学医学部学生をいう。ただし、自治医科大学の入学試験地（第1次試験）が岡山県であった者に限る。
自治医師	修学生であった者で、医師免許を取得し、岡山県職員として岡山県に採用されている者をいう。
規程	自治医科大学医学部修学資金貸与規程をいう。
施行細則	自治医科大学医学部修学資金貸与規程施行細則をいう。
義務年限期間	規程第7条第1項第1号の期間をいう。
臨床研修	医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。
地域勤務病院	高梁市国民健康保険成羽病院、医療法人思誠会 渡辺病院、真庭市国民健康保険湯原温泉病院、美作市立大原病院及び鏡野町国民健康保険病院をいう。
後期研修	地域医療の向上に資する最新の医学知識、医療技術及び態度を習得させるための研修をいう。

2 義務年限期間中の業務

自治医科大学卒業医師（以下、「自治医師」という。）が岡山県職員（以下、「県職員」という。）として義務年限期間中に従事する業務は、次のとおりとする。

(1) 臨床研修

- ①自治医師は、社会福祉法人恩賜財団済生会支部岡山県済生会 岡山済生会総合病院、日本赤十字社 岡山赤十字病院又は一般財団法人津山慈風会 津山中央病院のいずれかの病院で2年間の臨床研修を受けることとする。
- ②臨床研修を受ける病院（以下、「臨床研修病院」という。）は、原則として自治医師となる予定の修学生本人の意向等を踏まえて臨床研修病院と協議の上、知事が決定する。
- ③知事は、県職員の身分を保有させたまま、自治医師を臨床研修病院に派遣する。
- ④臨床研修中の指揮監督は、臨床研修病院の長が行う。

(2) 地域勤務

- ①自治医師は、義務年限期間から(1)の臨床研修及び(3)の後期研修の期間を除いた5年以上の期間、地域勤務病院のいずれかの病院に勤務し、診療に従事することとする。
なお、知事は、特に必要と認めるときは、地域勤務病院以外に勤務させることができる。
- ②地域勤務病院は、県内のへき地医療の状況及び自治医師本人の希望等を踏まえて知事が決定する。
- ③知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の規定に基づき、自治医師を地域勤務病院に派遣し、地域勤務病院は、県職員の身分を保有させたまま当該自治医師を採用するものとする。
- ④地域勤務病院は、自治医師本人からの申請に基づき、専門医取得等のために地域勤務病院以外で週一回の研修を受けられるよう配慮する。

(3) 後期研修

- ①自治医師は、次のいずれかの医療機関で1年間又は2年間の後期研修を受けること。
 - a 地域医療の質的向上に資する最新の医学知識、医療技術及び態度を習得させる研修が可能であって、地域医療へ貢献している県内の医療機関
 - b 自治医科大学附属病院又は自治医科大学附属さいたま医療センター
- ②後期研修の開始時期は、義務年限期間6年目の最初の日を基本とし、県内のへき地医療の状況及び自治医師本人の意向等を踏まえて知事が決定する。
- ③後期研修を受ける医療機関（以下、「後期研修機関」という。）及びその期間は、自治医師本人から提出された後期研修計画書に基づき知事が決定する。
- ④知事は、県職員の身分を保有させたまま、自治医師を後期研修機関に派遣する。
- ⑤後期研修の内容は、後期研修機関の長が自治医師本人と協議して定める。ただし、知事は後期研修の内容について後期研修機関の長に協議することができる。
- ⑥後期研修中の指揮監督は、後期研修機関の長が行う。

3 休業、休暇等に係る義務年限期間の取扱い
規程及び施行細則に定めるとおりとする。

4 義務年限期間の計算方法
規程及び施行細則に定めるとおりとする。

5 取得可能な専門医

(1) 地域勤務病院が専門研修プログラムの連携施設等に位置付けられている次の診療科については、義務年限期間としての地域勤務と専門研修プログラムの専攻が両立できることから、当該地域勤務病院で地域勤務する場合は、義務年限期間中に専門医を取得できる見込みである。

①内科、総合診療、救急科

全ての地域勤務病院が、県内いずれかの専門研修プログラムの連携施設等に位置付けられている。

②外科

医療法人思誠会 渡辺病院が、岡山大学病院の専門研修プログラムの連携施設等に位置付けられている。

(2) 上記の他、日本専門医機構等が自治医師のカリキュラム制による専門医取得を認めている診療科についても、後期研修及び地域勤務中の研修等により義務年限期間中に専門医を取得できる見込みである。

6 その他

臨床研修、地域勤務及び後期研修に支障を来さない限り、義務年限期間中の医局への入局や大学院への入学は差し支えないものとする。

附 則

- 1 このキャリア形成プログラムは、令和 年 月 日から施行する。
- 2 令和元年度以降に自治医科大学医学部に入学した者に適用し、令和元年度より前に入学した者のうち、令和7年度以降に後期研修2年目となる自治医師については、本人の希望により適用し、それ以外の自治医師の取扱いについては、従前の例による。

キャリア形成プログラム（概要）（案）に関する自治医科大学卒業医師、学生の意見及び回答について

1 要旨

キャリア形成プログラムの策定に当たって、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）等に基づき、あらかじめ、自治医科大学卒業医師（以下「自治医師」という。）及び自治医科大生から意見聴取を行った。

2 実施期間

令和6年8月16日（金）～30日（金）

3 意見聴取先及び人数

義務年限中の自治医師 26名
自治医科大学生 15名 計41名

4 意見及び回答の要旨（意見提出5名）

意見の要旨		回答の要旨
後期研修2年目の義務年限期間算入	長年議題となっていた後期研修2年目の取扱いの変更に対する尽力に感謝する。	後期研修で身に付けた最新の知識・技術等を後半の地域勤務において十分に発揮していただくことを期待しています。
	対象とならない義務年限中の自治医師への配慮も必要と考える。	本プログラムは、本来令和元年度以降の入学者に適用されるものですが、今回見直した後期研修2年目の義務年限期間の算入については、令和7年度から後期研修2年目に入る医師にも対象を広げています。
後期研修	専攻科によっては、県内での後期研修が難しいこともあるため、柔軟さを持つべき。	県内での後期研修が困難な診療科等については、個別に相談いただきたいと考えています。
	後期研修の時期（6年目を基本）について、前倒しや分割して研修を行うなど柔軟な対応をしてほしい。	へき地医療拠点病院への医師の適正配置の観点等を踏まえて時期を決定します。
	後期研修中の地域勤務病院への日直・当直等の支援について、「へき地医療の状況や本人の希望に応じて推進する」など明記してはどうか。	後期研修における服務等の取扱いの中で別途整理します。
週一研修	週一研修の定義を記載した方が良いのではないか。	学生でも週一研修のイメージが分かるような記載をします。

意見の要旨		回答の要旨
週一研修	週一研修の研修機関の選定は地域勤務病院の裁量で決めてよく、県外も認めるという認識で良いか。	県内での週一研修が困難な診療科等については、個別に相談いただきたいと考えています。
その他	専門医取得に向けた相談について、県職員や義務年限中の自治医師の相談先としてのポジションを作ってはどうか。	岡山県へき地医療支援機構(岡山済生会総合病院)に専任医師を配置し、専門医取得についても相談を受け付けています。
	地域勤務として、保健所や県庁での勤務は希望により可能であるか。	本人の希望等を踏まえて保健所等へ配置することを想定し、プログラムに「知事は、特に必要と認めるときは、地域勤務病院以外に勤務させることができる」と記載します。
	結婚協定の配偶者について、本県のキャリア形成プログラムの適用はあるか。	結婚協定による配偶者が岡山県内で勤務している期間についても、本県のキャリア形成プログラムの適用となるが、後期研修の取扱いが異なる場合は、出身都道府県のキャリア形成プログラムが適用されます。

医療法（昭和23年法律第205号）抜粋

第30条の23 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

一～九略

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

二～七略

3～4略

第30条の25 都道府県は、協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

一～四略

五 第30条の23第2項第1号に規定する計画を策定すること。

六～七略

2～6略

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）抜粋

第30条の33の17 法第30条の23第2項第1号に規定する厚生労働省令で定める計画（以下「キャリア形成プログラム」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一～三略

2 都道府県は、法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定するに当たっては、あらかじめ、対象医師及び大学の医学部において医学を専攻する学生であって卒業後に対象医師となることが見込まれる者（以下「対象予定学生」という。）の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。

3 都道府県は、前項の規定により意見を聴いたときは、その内容をキャリア形成プログラムに反映するよう努めなければならない。

4 都道府県は、法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、次に掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。

一略

二 自治医科大学を卒業し、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事する医師

三 その他キャリア形成プログラムの適用を受けることを希望する医師

5～8略